

○飛騨市スポーツ文化活動充実交付金交付要綱

令和4年4月1日

告示第148号

(趣旨)

第1条 この告示は、青少年のスポーツ及び文化芸術活動を振興し、もって心身の健全な育成を図るため、それぞれの目的達成を期するスポーツ団体等に対して、予算の範囲内において飛騨市スポーツ文化活動充実交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、飛騨市補助金交付規則（平成16年飛騨市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象団体)

第2条 交付金の対象となる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 飛騨市スポーツ少年団に加入する「各単位団」
- (2) 市内中学校部活動の運動部
- (3) 市内中学校部活動の文化部
- (4) 飛騨市地域クラブ活動実証事業の実証団体に認定された団体
- (5) 飛騨市認定地域クラブ
- (6) その他特に市長が必要と認める団体

(対象団体の申請)

第3条 前条第1項第6号の対象団体が交付金を受けようとする場合は、交付金申請前に飛騨市スポーツ文化活動充実交付金地域クラブ等団体申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 交付金の交付を受けようとする団体は、規則に定める補助金交付申請書類に飛騨市スポーツ文化活動充実交付金所属団体確認書（様式第2号）を添えて市長へ提出しなければならない。

(対象経費)

第4条 交付金の対象となる経費は、別表に定める対象経費のうち、交付決定後に対象団体が支出をした額とする。ただし、他制度の交付対象経費と重複することはできない。

(交付額の算定基礎となる対象者)

第5条 交付額の算定基礎となる対象者は、次の各号の要件を満たす者とする。ただし、市長が特に認めた者は、この限りでない。

- (1) 当該年度の7月1日現在（以下「交付基準日」という。）に第2条第1項各号で定めるいずれかの対象団体に所属する者
- (2) 飛騨市に住所を有し、居住する保育園等の3歳以上児、小中学校等の児童生徒及び高校生等。ただし、3歳以上児及び高校生等は第2条第1号及び第5号の団体に属する者に限る。

（交付額）

第6条 交付の額は、対象経費を上限として別表に定める額を交付するものとする。

2 対象者が複数団体に所属する場合は、対象者が交付希望する二つの団体に交付できるものとする。ただし、同一競技等で第2条各号に重複して所属する場合はどちらか一つとする。

（事前着手）

第7条 交付決定前にやむを得ず事業を着手する場合は、事業の着手前に事前着手届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日告示第88号）

この告示は、令和5年3月16日から施行し、改正後の飛騨市スポーツ活動充実交付金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月30日告示第165号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月6日告示第273号）

この告示は、令和6年8月6日から施行し、改正後の飛騨市スポーツ活動充実交付金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月19日告示第66号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条、第6条関係）

区分	対象経費	交付額	備考
1 活動費	(1) 消耗品費 練習等に使用する消耗品 (2) 遠征経費 練習試合、市外遠征等に要する経費。ただし、飛騨市部活動等充実支援補助金対象分は除く。 (3) 活動に係る保険料金	1 基礎補助枠 各団体の対象者数×5,000円（上限） 2 特別補助枠 各団体の対象者数×市長が認めた額	特別補助枠は、ふるさと納税額により単価を決定する。
2 物品購入費	(1) 機械器具購入費 練習等に使用する機械器具 (2) ユニフォーム購入費 試合等に使用するユニフォーム	3 交付額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。	
3 その他市長が認めた経費			